

《婚姻届や入籍届等により氏が変更になった方へ》 ※裏面もご覧ください。

Ver. R2.5

マイナンバー：「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「マイナンバー記載の住民票・記載事項証明書」

総合窓口：電話 0185-89-2133

項目	手続き・内容等	必要なもの	該当	済 <input checked="" type="checkbox"/>
1. 国民年金 に加入している方	国民年金1号の方（自分で年金を支払っている、または免除を受けている）は、年金手帳に変更後の氏名と変更年月日を記入してください。 電話 0185-89-2168			
	※厚生年金や共済年金加入中の方はお勤め先、国民年金第3号被保険者（2号被保険者に扶養されている配偶者の方）は、配偶者のお勤め先にお尋ねください。			
2. 年金を受給している方	国民年金・厚生年金をお受け取りの方は、総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 電話 0185-89-2168	・年金証書 ・印鑑		
	※共済年金等をお受け取りの方は、それぞれの団体へお尋ねください。			
3. 年金を これから受給する方	国民年金・厚生年金をこれから受け取る方（60～64歳の待機者）は、総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 電話 0185-89-2168	・年金手帳 ・印鑑		
	※共済年金等をこれから受け取る方（60～64歳の待機者）は、それぞれの団体へお尋ねください。			
4. 国民健康保険 に加入している方	国民健康保険被保険者の方は、総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 電話 0185-89-2166 FAX 0185-89-1773	・印鑑 ・ マイナンバー （被保険者と世帯主）		
	※他の健康保険の方は、お勤め先にお尋ねください。 ※国保から他の健康保険に変わる方は、⑩～⑫番で資格喪失の手続きをしてください。 （今までの国保証と新しい健康保険証と マイナンバー をお持ちください。） ※他の健康保険から国保に変わる方は、総合窓口⑩～⑫番で資格取得の手続きをしてください。 （今までの健康保険の資格喪失証明書と マイナンバー をお持ちください）			
5. 後期高齢者医療制度 に加入している方	総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 （被保険者証は郵送します。） 電話 0185-89-2159 FAX 0185-89-1773	・被保険者証 ・印鑑 ・ マイナンバー （被保険者）		
6. 介護保険被保険者証 をお持ちの方	総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 （被保険者証は郵送します。） 電話 0185-89-2157			
7. 福祉医療費受給者証（マル福カード）をお持ちの方	総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 電話 0185-89-2159	・マル福カード ・受給者の健康保険証 ・印鑑 ・ マイナンバー		

項目	手続き・内容等	必要なもの	該当	済 <input checked="" type="checkbox"/>
8. あきた結婚応援 パスポート	総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。			
9. 印鑑登録証	氏に変更になった方で、変更前の氏を含む印鑑を登録している方は、登録が廃止されますので、登録証を総合窓口⑩～⑫番へ返却してください。			
10. マイナンバーカード (個人番号カード)・ をお持ちの方	総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。各種カードに氏名の記録・記載を行います。 ※通知カードは令和2年5月25日以降、追記欄への記載を行っていません。	・所有している各種カード ※代理人が手続きする場合は、この他に委任状等が必要となります。		
11. 住基カードを お持ちの方				
12. 身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院)をお持ちの方	福祉課⑱～⑳番で手続きをしてください。 ※特別児童扶養手当についても手続きが必要な場合がありますのでご確認ください。 電話 0185-89-2153	・身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証 ・印鑑 ・ マイナパ (手帳・受給者証所持者)		
13. 児童手当 を受給している方	子育て支援課(本庁舎2階)で手続きをしてください。 ※児童手当は、原則として父母等の所得が高い方が受給者になります。 ※受給者の変更手続きの場合、婚姻日または養子縁組をした日の翌日から15日以内に手続きをしてください。 電話 0185-89-2946	【受給者を変更する場合】 ・請求者の健康保険証 ・請求者の通帳 ・印鑑 ・ マイナパ (請求者と配偶者) ・(代理申請の場合) 委任状 【引き続き受給する場合】 ・ マイナパ (配偶者)		
14. 児童扶養手当 を受給している方	子育て支援課(本庁舎2階)で手続きをしてください。 ※支給停止になっている場合を含みます。 電話 0185-89-2947	※状況によって必要なものが異なります。詳しくはお問合せください。		

項 目	手 続 き ・ 内 容 等	必要なもの	該当	済 <input checked="" type="checkbox"/>
15. 保育所へ入所している 児童がいる方	<p>子育て支援課（本庁舎2階）で手続きをしてください。</p> <p style="text-align: right;">電話 0185-89-2946</p>			
16. 結婚祝い金	<p>平成31年4月1日以降に婚姻した夫婦に、夫婦1組当たり5万円を支給します。</p> <p>【支給要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻日に夫婦いずれか一方の年齢が49歳未満であること ・申請日に夫婦双方の住民登録が能代市にあること ・夫婦双方が2年以上能代市内に居住する意思があること ・夫婦双方又はいずれか一方が、過去に結婚祝い金の交付を受けていないこと ・市税等に滞納がないこと <p>子育て支援課（本庁舎2階）または総合政策課（本庁舎1階）で手続きをしてください。</p> <p style="text-align: right;">電話 0185-89-2963</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本 ・請求者名義の通帳 ・印鑑 <p>※婚姻の日から起算して6ヶ月以内に申請してください。</p>		
17. 小中学校に在学している 児童・生徒がいる方	<p>保護者が変更になる場合や氏が変わる場合は、下記まで連絡してください。</p> <p style="text-align: right;">担当課：学校教育課（二ツ井庁舎内） 電話 0185-73-5281</p>			
18. 犬を飼育されている方	<p>所有者の氏の変更届が必要です。環境衛生課（本庁舎2階）で手続きをしてください。所有者が変更した場合、犬が死亡した場合も上記担当課にて手続きをしてください。</p> <p style="text-align: right;">電話 0185-89-2174</p>			
19. 水道を使用されている 方	<p>水道使用者の方の氏が変わる場合は、公営企業管理課（本庁舎2階）で手続きをしてください。</p> <p style="text-align: right;">電話 0185-52-5221</p>			
20. 浄化槽を使用している 方	<p>上下水道整備課（本庁舎2階）または二ツ井地域局建設課で手続きしてください。</p> <p>※市設置型浄化槽（名義変更）必要な手続きがありますのでお問い合わせください。</p>			
21. 農業集落排水施設を使用 している方	<p>上下水道整備課（本庁舎2階）で手続きしてください。</p> <p>※名義変更等の必要な手続きがありますのでお問い合わせください。</p> <p>※使用人数により、農業集落排水施設使用料が変わります。</p> <p style="text-align: right;">電話 0185-89-2202</p>	農業集落排水施設を使用している方		

※戸籍謄本等の交付について

出生・婚姻・離婚・入籍・死亡届等を提出した場合は、戸籍謄本の交付まで1週間程度かかります。お急ぎの場合は、総合窓口⑩～⑫番でご相談ください。

電話 0185-89-2133

○マイナンバーカード（個人番号カード）の申請について

既にマイナンバーカードを申請しているが受け取っていない場合

- ・転居前の情報でカードが作成されています。受取り後に、転居後の住所等を記録・記載します。

マイナンバーカードを申請していない場合

- ・既に発行されている申請書では申請できない可能性があります。希望される方へ新たに申請書をお渡しします。

※申請書の交付について、代理の方でも委任状があればお渡しできますが、マイナンバーカード交付時は、原則本人のみのお渡しとなりますのでご注意ください。